

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	04	府省庁名	復興庁・経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用		
要望内容（概要）	<p>・ 現行の避難解除区域等（※）に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。</p> <p>（※）税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。</p> <p>・ 東日本大震災により失われた当該地域の約1万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。</p> <p>・ よって、避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の対象に新規事業者を追加する。</p>		
関係条文	<p>福島復興再生特別措置法第18条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2の2、同17条の2の2、同25条の2の2</p> <p>福島復興再生特別措置法第19条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3の2、同17条の3の2、同25条の3の2</p>		
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据え、生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、約1万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。</p> <p>したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進する必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1日でも早く雇用を回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
	政策の達成目標	避難解除区域等への新規事業者の進出による当該区域の雇用の回復
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	固定資産税等についての特例措置 ・ 避難対象区域：課税を免除（平成 25 年度以降当分の間） ・ 避難解除区域：税額を 1/2 減額（課税免除の対象外となってから原則 3 年度分。平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とする）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた 1 万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設